

令和6年度 さいたま市立春野小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

さいたま市立春野小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針（H29.3月改定、文部科学大臣決定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び、「いじめに係る対応の手引き」等に基づき、本校の全児童が、充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こり得るという認識をもつ。
- 2 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 3 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、思いやりのある人間関係を育む教育活動を推進する。
- 4 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 5 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もある。背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめか否か適正に判断する。
- 6 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関と連携しながら組織的に対応する。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じないことをいう。解消には少なくとも3か月の様子を見ることを目安とする。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2） 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、

教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ソーシャルワーカー、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター
PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

① 未然防止

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事後対処

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの情報についての事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ 被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・ 学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCAサイクル）

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：代表委員長、代表委員副会長、代表委員会書記、各委員会委員長11名

(3) 開催：6月に今年度の取組について話し合う。

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。
- エ 春野中学校の生徒会とともに、「いじめ防止」について話し合い、「いじめ撲滅シンポジウム」に参加する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

・教育活動全体を通して

校内研修の成果を生かし、年間計画の別様を基にあらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。

・道徳の時間を通して

「いじめ撲滅強化月間」（6月）前後に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を、意識して取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○児童の実態に応じて、以下の内容について取り組む。

- ・いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり、個人の決意の決定
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指した活動の展開
- ・校長等による講話
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だより等による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

学期初めに、「構成的グループエンカウンター」などのエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

(2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを積極的に活用する直接体験の場や機会をつくり活用を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を通して

各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、人間関係の変化で不安なことが周囲にあったら、自分のことではなくても、信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：1～6年生：6月

5 メディアリテラシー教育を通して

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施（3、4、5、6年生：6月）

- ・児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく様々な機器を活用して、インターネットを利用することができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。また、保護者の参加を通して、理解の向上と連携の強化を図る。

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気づくこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察
- (2) 授業中：姿勢、表情、忘れ物、落書き、隣と机が離れている等
- (3) 休み時間：ひとりで過ごす、「遊び」と称したからかいの様子等
- (4) 給食：班から机を離れて食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番の押し付け等
- (5) 登下校：荷物を持たせられる等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、8月、1月
- (2) アンケート結果：学年で情報共有し、必要に応じて学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
結果で不安のある児童については、学年で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 月に1回、教育相談日を設定する。
- (2) 年に1回、個別面談を設定する。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - 教育相談だよりの発行
 - スクールカウンセラーやさわやか相談員の訪問日の周知による協力体制の強化

5 保護者アンケートの実施

- (1) 保護者アンケートの実施：11月
- (2) アンケート結果の活用：情報があったものについて早期に対応する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：主に家庭の状況変化や児童の変化について把握した際に、些細なことでも速やかに学校に連絡する。
- (2) 防犯ボランティア：主に登下校の児童の様子で気づいたことがあれば、些細なことでも速やかに学校に連絡する。
- (3) 学校評議員：主に学校の様子や授業の様子で気付いたことがあれば、些細なことでも速やかに学校に連絡する。

Ⅶ いじめの対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、関係機関との連携を調整し、外部との連絡の窓口となる。また、時系列で記録をし、校内職員に具体的な指示を行う。
- 教務主任は、教頭の補佐をし、校内職員の対応を支援する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、情報を共有し、必要に応じて担任の指導を支援する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行い、担当する学年の情報共有を行う。
校長及び教頭に報告する。
担任の指導を助言したり支援したりする。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校長及び教頭と協力し、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、これまでに教育相談部会で挙げた情報を確認し、関係者に伝える。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、情報を共有し、担任や校長及び教頭との連携を図り、該当児童の心に寄り添い、必要に応じて居場所を確保する。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーやソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング及び保護者との面談等を行う。
- 保護者は、家庭において、責任をもって子どもの様子を把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底：職員会議で生徒児童に関する指示・伝達事項を定期的に情報共有する。

2 校内研修

- （1）「確かな学力を身に付け、主体的に学ぶ児童の育成」（通年）
OSDGsと関連づけ、誰一人取り残さない教育活動を推進すること。
- （2）学校いじめ防止基本方針改定に伴う研修（6月）
- （3）特別支援教育に係る研修（7月）
- （4）人権教育に係る研修（7月）

(5) 生徒指導伝達研修 (8月)

X PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期 (PDCAサイクルの期間) の決定
 - (1) 検証を行う機関: 各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組期間アンケート」の実施時期: 7月、12月、3月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開始時期: 5月、11月、2月とする。
 - (3) 職員会議・校内研修会の開催時期: 4月、6月、8月とする。

春野小学校いじめ防止基本方針 具体的な取組

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	簡易アンケート	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	保護者アンケート								○				
	教育相談週間						○						
	教育相談日	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○			○	○				○	○		○
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業			○									
	職員会議	○											
	研修			○	○	○							
	啓発			○									
PDCAに係る取組	いじめ対策委員会(定例会)		○						○			○	
	いじめ対策委員会(小委員会)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	児童会			○			○		○			○	○
	家庭や地域、関係機関と連携した組織		○		○					○			